

役員の報酬等に関する規程

役員報酬規程（平成29年4月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人上小阿仁村社会福祉協議会（以下「法人」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員）

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

（報酬の支給）

第3条 法人の役員に対して、その業務の対価として報酬を支給する。ただし、職員を兼務する役員には、職員の給与規程に基づき職員給与を支給する。

2 役員の報酬は、次のとおりとする。

（1）会長 月額 150,000円

（報酬の支給日及び支給方法）

第4条 役員の報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は日曜日に当たるときは、職員給与規程第5条ただし書きを準用する日とする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（費用弁償）

第5条 役員が、法人の業務に関連して旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、上小阿仁村社会福祉協議会旅費規程に準じて支給する。

（公表）

第6条 法人は、この規程を、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

（改正）

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、令和3年6月29日から施行する。